（船舶防火構造規則の一部改正）

第五条　船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（総トン数） **第一条の二**　（略） ２　前項の規定にかかわらず、この省令を船舶安全法施行規則第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶に適用する場合における総トン数は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項の国際総トン数とする。 （適用） **第二十七条の二の二**　この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶（以下「貨物船」という。）であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもののうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の九並びに第二十七条の十（第六項を除く。）の規定は、適用しない。 一～四　（略） 五　漁船（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶及び同項第二号の船舶（同令第十八条第二項の表第六号上欄に掲げる船舶であつて総トン数九五〇トン以上のものに限る。以下同じ。）	（総トン数） **第一条の二**　（略） （新規） （適用） **第二十七条の二の二**　この章の規定は、次に掲げる船舶以外の船舶（以下「貨物船」という。）であつて、国際航海に従事するもの及び国際航海に従事しない遠洋区域又は近海区域を航行区域とするもののうち、総トン数五〇〇トン以上のものに適用する。ただし、限定近海船にあつては、次条、第二十七条の四第一項及び第二項、第二十七条の六、第二十七条の九並びに第二十七条の十（第六項を除く。）の規定は、適用しない。 一～四　（略） 五　漁船（船舶安全法施行規則第一条第二項第一号の船舶に限る。以下同じ。）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、施行日前に建造に着手されたもの）であって施行日から三年を経過する日前に船舶所有者に対し引き渡されたもの（以下「現存船」という。）については、第一条の規定による改正後の船舶設備規程（第百四十六条の十二、第百四十六条の二十及び第百四十六条の四十三の規定の規定を除く。）、第二条の規定による改正後の船舶復原性規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

２　現存船にあっては、施行日前においても第一条の規定による改正後の船舶設備規程、第二条の規定による改正後の船舶復原性規則、第三条の規定による改正後の船舶安全法施行規則及び第五条の規定による改正後の船舶防火構造規則の規定の定めるところにより施設し、及びこれに係る船舶安全法第五条第一項に規定する検査を受けることができる。

３　現存船であって施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、第一項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

第三条　管海官庁は、現存船の所有者の申請に応じ、施行日前においても、第四条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（以下「新証書省令」という。）第八号の三様式による国際漁船安全証書に相当する証書（以下「相当安全証書」という。）を交付することができる。

２　前項の規定により交付した相当安全証書は、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行ったときを除き、施行日以後は、新証書省令第八号の三様式による国際漁船安全証書とみなす。

３　管海官庁は、現存船の所有者の申請に応じ、施行日前においても、新証書省令第八号の四様式による国際漁船免除証書に相当する証書（以下「相当免除証書」という。）を交付することができる。

４　前項の規定により交付した相当免除証書は、施行日の前日までの間に主要な変更又は改造を行ったときを除き、施行日以後は、新証書省令第八号の四様式による国際漁船免除証書とみなす。

５　新証書省令第三条（第二号に係る部分を除く。）、第七条第一項、第八条、第九条第一項及び第十五条（第一項第二号に係る部分を除く。）の規定は、相当安全証書及び相当免除証書について準用する。この場合において、新証書省令第三条、第七条及び第八条中「条約証書交付等申請書」とあるのは「相当安全証書及び相当免除証書交付等申請書」と読み替えるものとする。